

会員各位

緊急事態宣言延長に伴う施設の休業延長について（お知らせ）

会員の皆様におかれましては、日頃より弊社施設をご利用いただき誠にありがとうございます。
改正特措法に基づく「緊急事態宣言」の期間延長を受け、2020年5月6日までの休業期間を延長し、**2020年5月31日（日）まで休業を継続**させていただきます。
会員の皆様におかれましては、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 休業期間 (変更前) 2020年4月8日（水）～2020年5月6日（水）
(変更後) 2020年4月8日（水）～2020年5月31日（日）予定

休業期間については、あくまでも現段階での予定であり、発令中の緊急事態宣言、国・自治体等の方針や感染拡大の状況等を総合的に判断してまいります。

2. 休業施設 神奈中スイミング（平塚・小田原・秦野）
神奈中テニス&ゴルフスクール（小田原・伊勢原・藤沢・平塚）
ライフティック（平塚・秦野・カルチャー教室）※秦野は6/1（月）まで
コラーゲン岩盤浴 BELDAD（平塚）
神奈中平塚ボウル
神奈中スポーツコンボ BB茅ヶ崎
スポーツ教室（平塚・小田原・秦野・藤沢）
avex ダンスマスター（平塚・秦野）※秦野は6/1（月）まで
サッカー教室（平塚・伊勢原）
スモールワールド（小田原）

3. その他

5月分の会費につきましては、6月分以降の会費に充当させていただきます。また、今後の再開時期や今後の動向等につきましては、決定次第当社ホームページに掲載してまいりますので、都度ご確認をお願い申し上げます。

以 上